

平成 20 年 12 月 25 日

殿

金融庁総務企画局市場課長

池田 唯一

「金融商品取引法」に関する法令適用事前確認手続にかかる照会について

(平成 20 年 12 月 9 日付照会文書に対する回答)

照会のあった事例について、下記のとおり回答します。

企業内容等の開示に関する内閣府令によれば、有価証券報告書等の「関係会社の状況」欄の記載にあたり、重要性の乏しい関係会社については、社名等を記載しないことができると規定されている。

かかる規定を前提として、金融商品取引法第 166 条第 5 項において、「子会社」とは、有価証券報告書等のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載されたものをいうと規定されている。

本件照会のケースでは、照会者が直近に提出した有価証券報告書の「関係会社の状況」欄に照会にかかる会社 A の名称が記載されず、「連結子会社」として「その他連結子会社」の社数に含める形でのみ記載され、その他の箇所にも会社 A の名称は記載されていない。

このような場合、有価証券報告書の記載が適切に行われているとの前提の下、照会者にとって会社 A は金融商品取引法第 166 条第 5 項に定める「子会社」に該当しないものと解される。

なお、有価証券報告書等の「関係会社の状況」欄において、どの会社を重要性の乏しい関係会社として、名称等の記載をせず、社数に含める形で記載することができるかどうかを含め、有価証券報告書等の記載については、企業内容等の開示に関する内閣府令に従い、適切に判断されるべきである。

以上

(注) 本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。